



# UAゼンセン 政策ニュース NEWS LETTER

発行所 UA ゼンセン 〒102-8273 東京都千代田区九段南4-8-16  
TEL 03-3288-3710 URL <https://www.uazensen.jp/>

No. 122  
2022.7.28

発行人  
西尾 多聞

## 日本繊維産業連盟が「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」を公表 ～労使の対話により実効性ある人権尊重の取り組みを～

日本繊維産業連盟（JTF）は7月28日、「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」を公表した。

これは、日本の繊維産業に属する企業が、国際労働基準に基づき国内外のサプライチェーンを通じた人権尊重の取り組みを強化することにより、産業の持続可能性と国際競争力の向上をはかることを目的とするものである。UAゼンセン（製造産業部門、国際局、政策局）はステークホルダー（利害関係者）としてその策定に関与してきた。

本ガイドラインでは、企業における取り組みのポイント、繊維産業における主要な人権課題、人権リスクの特定・対処方法（人権デュー・ディリジェンスの実施※1）が示されている。特に、労働者の権利が最も優先して取り組むべき人権課題に位置づけられており、人権デュー・ディリジェンスの全ステップを通じて、労働者の声を代弁する存在である労働組合、もしくは労働者代表との建設的な対話を重視するよう企業に対し求めている。

企業による人権尊重の必要性については、欧米諸国を中心に人権デュー・ディリジェンスの法制化が進み、日本の経済産業省もガイドラインの作成に乗り出すなど、国内外で急速に法的・社会的要請が高まりを見せている。

自社のサプライチェーン上の人権リスクに無関心な企業は、労働者の勤労意欲の低下や社会的な信用の失墜はもとより、取引の停止や投資の引き上げなど、事業継続自体に支障を来すリスクに直面しかねない。一方、人権を尊重する経営は、労働条件・労働環境の向上とともに、長期的には企業の価値向上と持続的な成長をもたらす。

加盟組合においては、本ガイドラインを参考にサプライチェーンを通じた人権尊重の取り組みの必要性について理解を深めていただき、自社のサプライチェーンにおける主要な人権課題の特定や、労働組合の参画による人権デュー・ディリジェンスの実施を企業に求めていくことが期待される。なおUAゼンセンとしても、「ビジネスと人権」への対応方針を検討すると共に、9月15日（木）には加盟組合向けにセミナーを開催予定である（<https://members.uazensen.jp/visitor/topics/topics.php?id=93>）。積極的な参加を検討されたい。

（※1）自社企業や国内外のサプライチェーンを通じて、人権に関するリスクを特定し対処するプロセス。主に、①人権尊重方針の策定・宣言、経営システムへの組み込み、②サプライチェーンの把握と人権リスクの特定、③特定したリスクの防止・軽減に向けた行動、④効果の監視、⑤外部への報告・公表、⑥影響を受けた人の救済と救済のための制度、で構成される。

### JTF「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」の概要

#### 【第一部】本ガイドラインの目的・概要

#### 【第二部】自社内における確認項目

- 基本事項：(1)国際基準の尊重、(2)労使対話の重視、(3)優先的に取り組む人権リスク、(4)救済の仕組みの構築、(5)定期的な情報収集・記録化の実施
- 個別の課題：(1)強制労働、(2)結社の自由・団結権・団体交渉権、(3)差別、(4)児童労働、(5)ハラスメント、(6)外国人労働者、(7)安全衛生、(8)賃金、(9)労働時間

#### 【第三部】取引先との関係における確認と取り組み

- 取引先とエンゲージメントする際の視点：(1)人権尊重意識の共有、(2)人権への負の影響別対応方法、(3)救済制度の拡大
- 海外取引先において意識を高めるべき労働者の人権

#### 【第四部】人権デュー・ディリジェンスの全体像

<資料>※下記資料正式版のJTF HPへの掲載は8月半ばとなる予定です。掲載され次第、改めてUAゼンセンHP、メンバーズ等でお知らせ致します。

- 日本繊維産業連盟「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」
- （別冊）「チェック項目例とリスク発見時の対処法の例について」

(政策局 秋山)